

東京都緊急対策(第四弾)の概要

令和2年4月15日
東京都

○「令和元年度・2年度補正予算」(2月18日)、「集中的取組」(2月21日～3月15日)、「緊急対応策」(3月12日)に続き、「新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策」「経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化」「社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組」の三つを柱とする緊急対策(第四弾)を取りまとめた。

○今後、速やかに取り組むべき事項を補正予算として都議会臨時会に提案するとともに、第二回定例会以降にも補正予算を予定するなど、感染症の状況とその影響を見極め、引き続き必要な対策を迅速に講ずるなど、都民、企業と協力しながら、今回の重大局面に都として全力で取り組んでいく。

新型コロナウイルスと都内企業や都民生活

都内感染者数が2,319人、死亡者数47人となり、一日最大197人が発症するなど、危機的に増加している
都内中小企業の業況D I が大幅に悪化し、観光・飲食等の業界に深刻な影響があり、自営業者等にも支障が生じている
医療現場の負担、学校の臨時休校措置の影響、マスクなどの品不足、今後は雇用情勢などにも影響が懸念される

都の緊急事態措置

区域：都内全域 期間：5月6日まで
都民向け：徹底した(生活の維持に必要な場合を除き)外出自粛の要請(4月7日～5月6日)
事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(4月11日～5月6日)、4月13日に一覧表公開
特措法第24条第9項にあてはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

緊急対策の内容

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

感染拡大の防止に向けた取組	医療提供体制等の確保	区市町村と一体となった対策
<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止に対する協力金の創設 ○情報提供体制等の強化 ○感染を予防する物資の供給 ○外国人新型コロナ生活相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者受入体制の強化 ○PCR検査体制の充実 ○重症患者に対応した医療体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村振興基金の積み増し ○市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の創設

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

経済活動を支えるセーフティネット	税制面等からのセーフティネット
<ul style="list-style-type: none"> ○資金繰り対策の拡充 中小企業制度融資の実質無利子 ○中小・小規模事業者等への事業継続に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○都税の徴収猶予制度の拡充 ○中小事業者向け固定資産税等の軽減 ○上下水道料金の支払猶予
都民生活を支えるセーフティネット	3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組
<ul style="list-style-type: none"> ○学校臨時休校への対応 ○妊婦の方のタクシー利用支援 ○住居喪失者への一時住居提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン教育の推進 ○オンライン医療の活用 ○テレワークの推進

緊急対策の財政規模は約8,000億円

国への緊急要望

医療提供体制・検査体制の整備、深刻な影響を受ける業界への大胆な支援、特措法に関する要望など重点要望12項目
一般要望42項目